

富田林市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の発注する建設工事の施工を行うために結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(契約の相手方とする共同企業体)

第2条 市が契約の相手方とする共同企業体は、甲型共同企業体（特定建設工事共同企業体協定書「甲」を使用する共同企業体をいう。）

(共同企業体の要件)

第3条 共同企業体は、施工体制及び責任分野を明確にし実質的な施工能力を高めるため、次の要件を満たすものとする。

- (1) 構成員の数は、2業者とする。
- (2) 各構成員は、市が建設工事入札参加資格審査申請書を受理している業者とする。
- (3) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有するものとする。
- (4) 一の指定工事について2以上の共同企業体の構成員となることができないものとする。

(共同企業体の結成)

第4条 共同企業体は、市長が当該建設工事の確実かつ円滑な施工を図るために技術力等を結集することが特に必要と認める工事（以下「指定工事」という。）について、その都度結成させるものとする。

(出資比率)

第5条 構成員の出資比率は30パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率は51パーセント以上であるものとする。

(公告)

第6条 指定工事の発注については、必要事項を公告するものとする。

(共同企業体構成員への通知)

第7条 市長は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会に諮ったうえ、指定工事の共同企業体（富田林市財務規則（昭和39年富田林市規則第16号。以下「規則」という。）第103条の2に規定する電子入札システムによる入札（以下「電子入札案件」という。）に参加しようとする共同企業体を除く。）の構成員に指名することが適当であると認めるときは、その旨をその者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、共同企業体を結成するものとする。

(競争入札参加申請)

第8条 入札（電子入札案件を除く。）に参加しようとする共同企業体は、その構成員が前条第1項の通知を受けた日から起算して7日以内に共同企業体入札参加申請書及び共同企業体協定書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 電子入札案件に参加しようとする者は、規則第103条の3に規定する電子入札システムを用いて申請を行わなければならない。

(共同企業体の指名)

第9条 市長は、必要とする数の共同企業体の申請書等を受理したときは、当該共同企業体に対し競争入札参加の指名を行うものとする（電子入札案件を除く。次項において同じ。）。

2 市長は、必要とする数の共同企業体の申請書等を受理したときは、新たに前2条の手続きを経たうえで、前項の指名を行うものとする。

(解散の時期)

第10条 市の契約の相手方となった共同企業体は、当該指定工事請負契約の竣工後引渡しを受けた日から12箇月を経過した日に解散するものとする。

2 市の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該指定工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第11条 共同企業体は、解散した後においても、当該指定工事につき契約不適合責任が生じたときは、各構成員が共同連帯してその責めを負わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成16年要綱第77号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年要綱第30号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第13号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。